

《全国防災・危機管理トップセミナー》
市町村における防災対策について

平成26年6月4日
内閣府(防災担当)

防災対応の原則

防災対応の3原則

- ①疑わしきときは行動せよ
- ②最悪事態を想定して行動せよ
- ③空振りには許されるが、見逃しは許されない

災害対応の流れとポイント

【災害への事前の備え】

- 事前準備の良し悪しが対応の成否の最大のカギ
 - 現場を見て何が起こるか想像し、的確に準備
- 普段できないことは本番でもできない**

危険を察知

【発災直前の対応】

- 的確な情報収集・伝達
 - 先手を打つ
- 空振りOK、見逃しNG**

【発災後の対応】

- 人命第一
 - 住民を安心させる
- 使えるものは何でも使う**

市町村長は災害対応の第一線の責任者

- 地域防災計画の作成
- 災害対策本部等の設置
- 災害に関する情報の収集及び伝達等
- 居住者等に対する避難勧告・指示
- 都道府県知事や他の市町村長等への応援要求
- 都道府県知事に対する自衛隊災害派遣の要請の要求 等

広範な責務・権限

対応を誤れば、住民の被害が拡大！！

災害への事前の備え

行政間の連携

- 平時から国・都道府県と緊密な連携(情報の共有)
- 他の市町村との協力体制の構築(相互協力)

市町村内部の取組

- 市町村長不在時の責任者の明確化(首長が被災した事例あり)
- 庁舎の代替機能の確保(庁舎の浸水、停電等を想定)
- 避難所・備蓄の確保(災害対策を行う上での前提)
- 継続的な人材育成や防災訓練の実施(防災は「人」)
- 住民等への自助・共助の呼びかけ(行政の公助だけでは限界)
- 避難勧告等の発令判断の考え方や地域の災害リスクの確認(関係機関の助言を得て十分に確認)
- 居住地ごとの災害のリスク、とるべき避難行動を住民に周知(ハザードマップ等の活用)

行政機関(国、地方公共団体、消防団 等)
地域(自主防災組織、学校、企業、ボランティア 等)
住民

} 多角的な連携

発災直前の対応

- 的確な情報収集(最悪をイメージして先手)
- 住民と危機感を共有(SNS等を活用し時々刻々の情報を発信)
- 避難勧告の的確な発令(空振OK、見逃しNG)
- 国や都道府県への助言の求め(躊躇せず相談)
- 住民への避難勧告等の情報伝達(あらゆる手段を活用、伝達文は簡潔に緊迫感のある表現)
- 要配慮者、避難行動要支援者への確実な伝達(確実に情報周知)
　　<<参照>>「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン(案)」(平成26年4月)
- 災害対策本部の迅速な立ち上げ(初動対応がカギ)

国、地方公共団体、住民間の情報共有 (危機感の共有)

発災後の対応

- 救急、救命活動等の的確な指示(人命優先)
- 応援要請の速やかな判断(使えるものは何でも使う)
- 職員を総動員して災害対応(応援体制の確保)
- 住民やマスコミへの情報発信(住民に安心感、支援の獲得)
- ボランティアとの連携(まちが明るくなる)

人命救助を最優先とした速やかな災害対応
適切な情報発信

インターネットによる情報提供の例①

The screenshot shows the homepage of the Tokyo Metropolitan Government's portal for liquefaction countermeasures. The title is "東京都 建物における液状化対策ポータルサイト" (Tokyo Metropolitan Government Building Liquefaction Countermeasure Portal Site). The page features a navigation menu with options like "液状化現象って何?" (What is liquefaction?), "液状化を調べる" (Check liquefaction), and "液状化対策を検討する" (Consider liquefaction countermeasures). A central banner reads "液状化現象に備えるために..." (To be prepared for liquefaction...). Below this, there is a paragraph explaining the 2011 Great East Japan Earthquake and the resulting liquefaction damage in Tokyo. Three main sections are highlighted: "液状化現象って何?" (What is liquefaction?), "液状化を調べる" (Check liquefaction), and "液状化対策を検討する" (Consider liquefaction countermeasures). At the bottom, there are links for "液状化による建物被害に備えるための手引き PDF" and "建物を液状化被害から守ろう。(パンフレット) PDF".

東京都 建物における液状化対策ポータルサイト

The screenshot shows the homepage of the Ministry of Land, Infrastructure, and Transport's Hazard Map Portal Site. The title is "国土交通省 ハザードマップポータルサイト" (Ministry of Land, Infrastructure, and Transport Hazard Map Portal Site). The main heading is "「だれでも」「どこからでも」日本中のハザードマップを「まるごと」閲覧" (Browse all hazard maps across Japan from anywhere, anytime). A large map of Japan is displayed in the center. On the right side, there is a sidebar with various links, including "あなたの町のハザードマップを見る" (View hazard map of your town), "三大湾の高潮浸水想定を見る" (View high tide inundation estimates for the three bays), "精密基盤標高地図を見る" (View precise base elevation map), "土地条件図を見る" (View land condition map), "治水地形分類図を見る" (View water management terrain classification map), "地震防災・危険度マップを見る" (View earthquake disaster/ hazard degree map), "地震防災・危険度マップの公表状況を見る" (View publication status of earthquake disaster/ hazard degree map), and "都道府県の防災関連ページ" (Disaster-related pages by prefecture).

国土交通省ハザードマップポータルサイト

インターネットによる情報提供の例②

防災や災害時の情報発信に特化したツイッターを運用する自治体が、9都府県に広がった。朝日新聞の調査でわかった。都道府県庁所在地でも7市が運用を開始。東日本大震災で、緊急時の情報発信が難しくかった教訓を踏まえた。

9都府県は茨城、東京、新潟、愛知、大阪、鳥取、徳島、長崎、鹿児島、高知県も本年度に導入予定だ。期待されるのはツイッターの持つ簡易性と情報拡散力。

防災ツイッター自治体に広がる

手軽さ・拡散力に注目

力。住民はツイッターをフォローすれば、情報が出る。たが自分のページで閲覧できる。リツイートすれば情報も他人に転送できる。緊急時でもネット上で会員登録でき、利用可能だ。

発信するのは自治体の職員で、気象や地震、津波の情報、避難勧告をつぶやく。9都府県の導入時期は、鳥取県（2011年1月）を除き、同年3月の東日本大震災後だ。原発立地18道県のうち8県（茨城、新潟、徳島、鹿児島）が導入した。都道府県庁所在地の7市は横浜、京都、大阪の政令指定5市と奈良、和歌山、松江、長崎市。指定市ではほかに川崎市と北九州市がすでに運用している。

きっかけは、宮城県気仙沼市の防災ツイッターがきっかけで、宮城県気仙沼市で拡散するなどの指摘もあり、総務省消防庁防災課は「何時間分時点の情報か明示するなど、新旧がわかる工夫も必要だ」とする。福水直志、編集委員、朝日新聞

ツイッターでの情報提供 (例:内閣府防災)

 内閣府防災 @CAO_BOUSAI · 5月4日
6時30分現在、被害の情報はありません。
開く

 内閣府防災 @CAO_BOUSAI · 5月4日
伊豆大島近海を震源とする地震に関して、5時20分内閣府情報対策室を設置しました。
開く

 内閣府防災 @CAO_BOUSAI · 5月4日
5:18頃に発生した地震の情報
震源地:伊豆大島近海
深さ:約160km
マグニチュード:6.2
震度5弱:東京千代田区
この地震による津波の心配はありません
開く

 内閣府防災 @CAO_BOUSAI · 5月4日
本日5:18頃、関東地方で強い地震が発生しました。各地の震度は以下のとおり。5弱:東京23区、4:栃木南部、埼玉南部、千葉南部、北西部、神奈川東部、西部。
この地震による津波の心配はありません。
開く

平成25年7月14日
朝日新聞 朝刊1面

インターネットによる情報提供の例③

局地豪雨すぐ把握

今夏の発生数 3.5倍予想

気象情報会社

「局地豪雨」の状況をリアルタイムに把握する国土交通省の雨量観測システム「XRAIN」のサイトが、1日平均140万件のアクセスが記録されている。高い精度の情報が1分ごとに更新され、多くの人が災害警報や避難中の人の位置に活用する。夏の高温多湿から豪雨を招きやすい状況が広がっている。

国土交通省は、国土交通省の雨量観測システム「XRAIN」のサイトが、1日平均140万件のアクセスが記録されている。高い精度の情報が1分ごとに更新され、多くの人が災害警報や避難中の人の位置に活用する。夏の高温多湿から豪雨を招きやすい状況が広がっている。

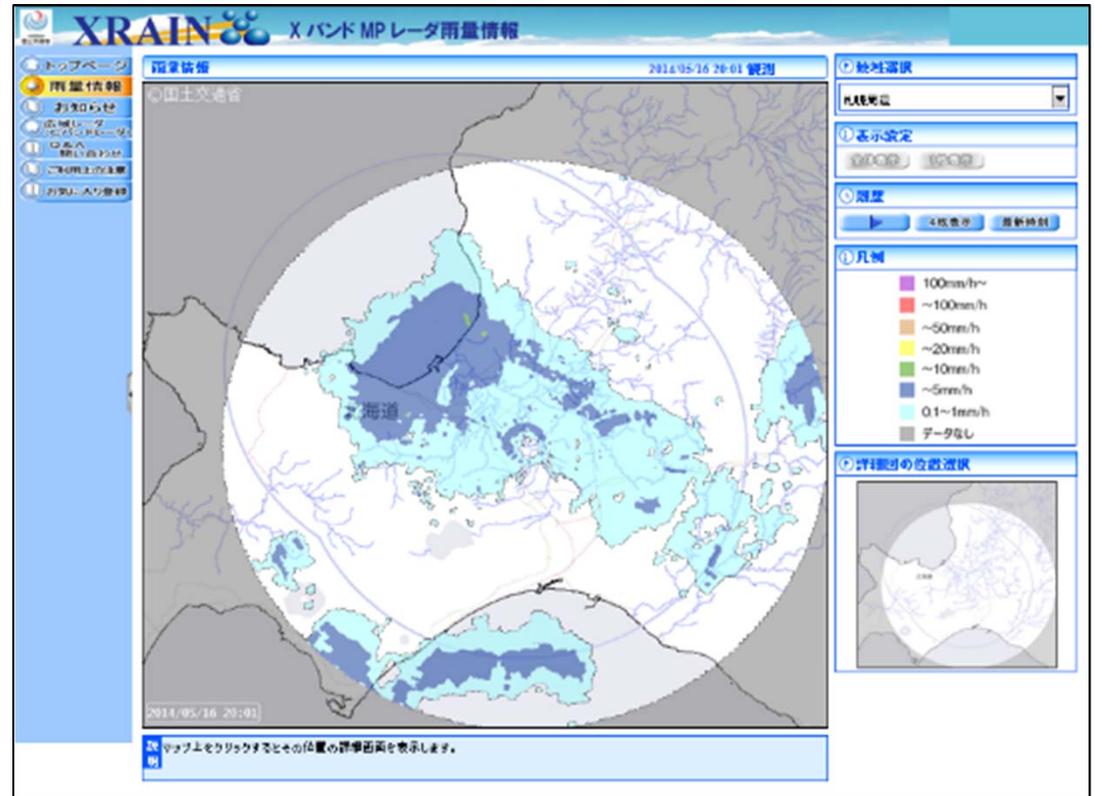
国交省 サイト アクセス140万件

国土交通省の雨量観測システム「XRAIN」のサイトが、1日平均140万件のアクセスが記録されている。高い精度の情報が1分ごとに更新され、多くの人が災害警報や避難中の人の位置に活用する。夏の高温多湿から豪雨を招きやすい状況が広がっている。

1分ごとに更新 ■ 災害警戒に活用

国土交通省は、国土交通省の雨量観測システム「XRAIN」のサイトが、1日平均140万件のアクセスが記録されている。高い精度の情報が1分ごとに更新され、多くの人が災害警報や避難中の人の位置に活用する。夏の高温多湿から豪雨を招きやすい状況が広がっている。

平成25年7月29日
読売新聞 朝刊35面



自治体の情報提供の例

垂水市災害警戒本部 連絡事項 第3号 (様式1)
平成25年6月26日 16時00分 現在
垂水市災害警戒本部 0994-32-1111

1 台風・災害名 平成25年6月23日(日)からの梅雨前線の活発な活動に伴う大雨

2 情報提供頻度 今後の予報に基づき災害警戒本部を廃止いたしました。情報提供は本号が最終号となります。ご協力ありがとうございました。

3 新着情報 6月26日(水) 16時00分 時点(被害状況:なし・避難者:なし)
14時20分 避難所からの定期連絡(避難者数報告) 避難者数0人(男0名、女0名、0世帯)
16時00分 第3回災害警戒本部会議
16時00分 自主避難所 閉鎖
16時00分 災害警戒本部 廃止

4 市の体制等

(1) 市組織体制

組織体制	設置・解除	日付	時間
情報収集体制	設置	6月25日	8時00分
	廃止		
災害警戒本部	設置	6月25日	17時00分
	廃止	6月26日	16時00分
災害対策本部	設置		
	廃止		

(2) 災害対策本部 体制

組織体制	設置・解除	日付	時間
第1配備	設置		
	解除		
第2配備	設置		
	解除		
第3配備(総員)	設置		
	解除		

4 避難広報

組織体制	設置・解除	日付	時間
避難準備情報	発令		
	解除		
避難勧告	発令		
	解除		
避難指示	発令		
	解除		

4 避難所設置

	開設・閉鎖	日付	時間
自主避難所	開設	6月25日	17時00分
	閉鎖	6月26日	16時00分

(様式3) 時系列データ

時系列データは、避難情報、被害情報などをすべて、時系列にまとめたものです。

日付	時間	分類	内容
6月23日	日 16時37分	気象情報	大雨、洪水注意報発表
6月24日	月 0時52分	気象情報	大雨、洪水警報発表
	11時30分	気象情報	洪水警報解除、洪水注意報発表 大雨警報継続
	15時10分	気象情報	大雨警報解除、大雨注意報発表 洪水注意報解除
6月25日	火 3時13分	気象情報	洪水注意報発表 大雨注意報継続
	7時59分	気象情報	大雨注意報解除、大雨警報発表 洪水注意報継続
	8時00分	市体制	情報収集体制
	9時55分	気象情報	土砂災害警戒情報発表
	17時00分	市体制	災害警戒本部設置
	"	本部会議	第1回災害警戒本部会議
	"	避難所情報	避難所設置(市民館、新城南地区憩いの家、牛根地区公民館、牛根分遣所)
	17時30分	避難広報	防災行政無線、垂水ほっとメール(避難所開設)
	19時00分	避難所情報	避難所からの定期連絡(避難者数報告) 避難者数1人(男0名、女1名、1世帯)
	20時00分	避難所情報	避難所からの定期連絡(避難者数報告) 避難者数3人(男0名、女3名、3世帯)
6月26日	水 8時30分	本部会議	第2回災害警戒本部会議
	8時03分	道路情報	柵原(江良迫)で、廃屋が倒れて道路を塞いでいる。(通報者:江良迫振興会長)
	8時30分	本部会議	第2回災害警戒本部会議
	14時20分	避難所情報	避難所からの定期連絡(避難者数報告) 避難者数0人
	16時00分	本部会議	第3回災害警戒本部会議
	"	避難所情報	避難所閉鎖
	"	市体制	災害警戒本部廃止

鹿児島県垂水市では、市民やマスコミに対する情報提供用の様式を作成し、災害時には積極的な情報提供を行っている。

行政の対応について①

18年前の教訓生きた

素早く高台へ 非常食急送

淡路地震の教訓を、被災者が生かすことが出来た。18日前、淡路地震の教訓を、被災者が生かすことが出来た。18日前、淡路地震の教訓を、被災者が生かすことが出来た。18日前、淡路地震の教訓を、被災者が生かすことが出来た。

淡路地震 震度6弱

淡路地震の震度は、震度6弱であった。淡路地震の震度は、震度6弱であった。淡路地震の震度は、震度6弱であった。淡路地震の震度は、震度6弱であった。

倒壊した建物。淡路地震の被害状況を示す写真。

阪神大震災の余震域 関連性は疑問

阪神大震災の余震域と淡路地震の関連性は疑問視されている。淡路地震の震源は、阪神大震災の余震域とは異なる地域に位置している。

阪神大震災の余震域の地図。淡路地震の震源位置も示されている。

自治体備え生かし対応

大阪府メール自動送信できず

淡路地震も残す課題。自治体の備えが、被災者の対応に生かされた。大阪府のメール自動送信機能が、被災時に機能しなかった。

長周期地震動を観測

淡路

淡路地震で観測された長周期地震動の記録。観測データは、今後の地震学に重要な手がかりを提供している。

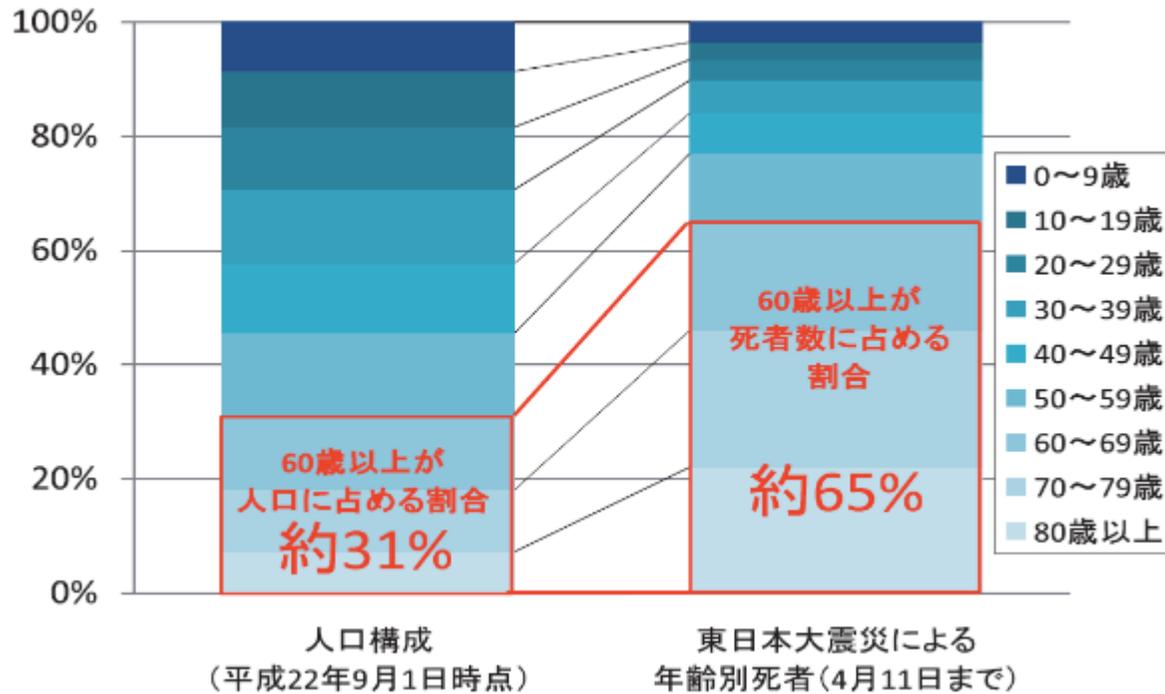
淡路地震の被災者支援に関する記事。被災者の生活再建支援や、行政の対応に関する情報が掲載されている。

平成25年4月14日
日経新聞 朝刊39面

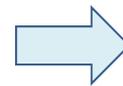
平成25年4月14日
産経新聞 朝刊31面

東日本大震災における死者の構成

死者のうち、60歳以上が占める割合が**6割5分**
(岩手県・宮城県・福島県)



障がい者の死亡率 : 1.47%
一般住民の死亡率 : 0.74%



障がい者の死亡率は、
一般住民の死亡率の約2倍

防災訓練の必要性について

釜石の奇跡

【概要】

平成23年3月11日に起きた東日本大震災の津波による死者・行方不明者が1000人を超す釜石市では、小中学生2921人が津波から逃れた。学校にいなかった5人が犠牲となったが、99.8%の生存率は「釜石の奇跡」と言われる。学校の管理下にあった児童生徒に限らず、下校していた子供も、多くが自分で判断して高台に避難した。

【奏功事例の要因】

釜石小学校では、2008年から下校時の避難訓練に取り組んできた。具体的には、子供たちを学校から帰し、帰宅途中に地震が起きたと想定して、防災無線で知らせ、どこが安全か、津波の際はどこに逃げるかを考えさせ、誘導した。また、避難対策を専門とする群馬大の片田敏孝教授が生徒たちに防災の授業を行い、津波避難の3原則を強く訴えた。こうした防災教育により、釜石市の多くの命が救われた。

津波避難の3原則

- ① 「想定にとらわれるな」
- ② 「最善を尽くせ」
- ③ 「率先避難者たれ」

出典：河北新報ニュースサイト

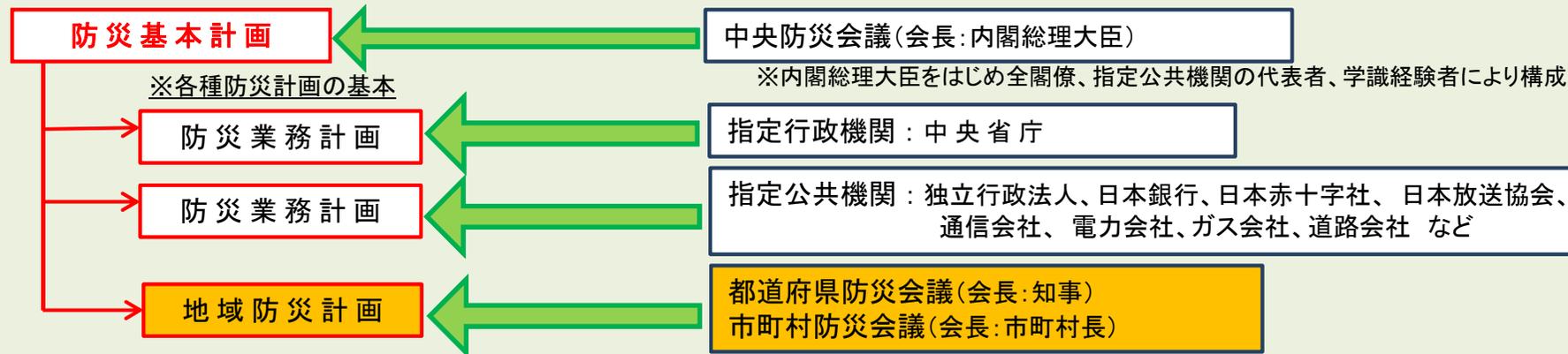
参考

一方、東日本大震災において、いわゆる「石巻の悲劇」と呼ばれる宮城県石巻市立大川小学校の被災事例がある。この大川小学校においては、毎年最低2回の避難訓練が行われていたが、津波を想定した避難訓練や児童引渡し訓練が行われたことはなかった。そのため、多くの児童・教職員が津波の来襲前に安全な場所へ避難することができずに被災した。

出典：大川小学校事故検証報告書

地域防災計画について①

○災害対策基本法における防災計画の体系



○市町村の地域防災計画

(災害対策基本法 第42条)

市町村防災会議(市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。)は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

○地域防災計画における発災時の初動体制

- ・ 災害対策本部(本部長:首長)の設置基準、設置個所、設置体制などを規定。

○東日本大震災における首長の被災

- ・ **首長・職員も被災**したこと等から、災害対策本部機能や行政機能の喪失、災害応急対策等に支障が生じた。
(例:宮城県南三陸町では町長が被災し、副町長が職務を代行した。)
- ・ 庁舎が地震・津波等により大きな被災を受け、庁舎を移転せざるを得なくなった市町村が発生。

○重要なポイント

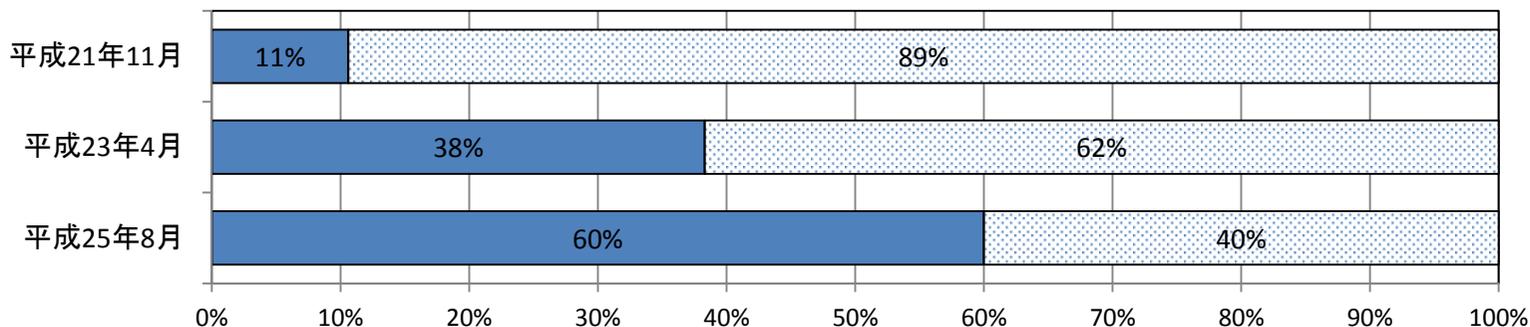
- ・ 災害が発生したときに、防災活動を強力に推進するためには、指揮命令系統の確立が重要。
- ・ 責任者が不在の場合も必要な意思決定がなされるように、首長の職務の代行についてあらかじめ定めておく。

地域防災計画について②

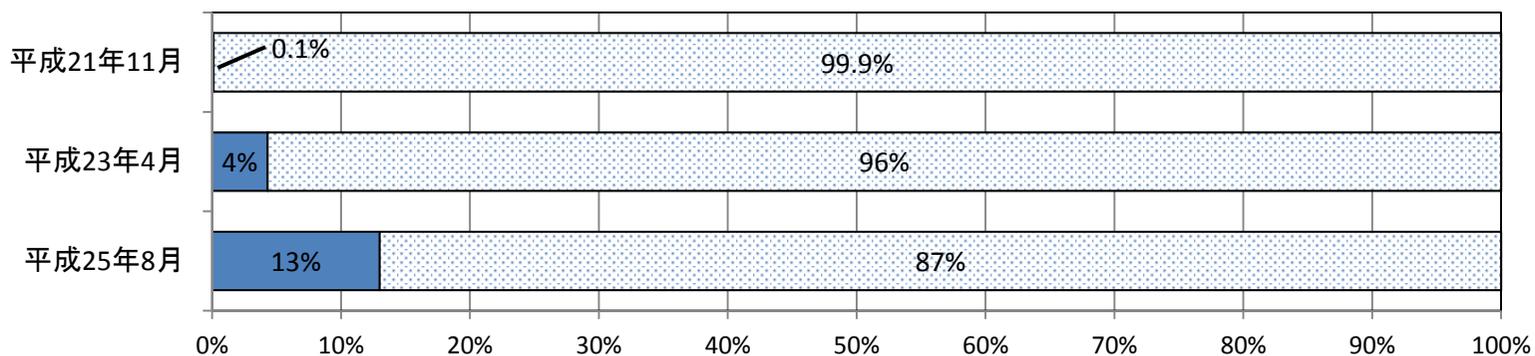
【参考】地方公共団体の業務継続計画（BCP）の策定状況

平成25年8月1日現在、BCP策定率は都道府県で約60%、市町村で約13%。

【都道府県】



【市町村】



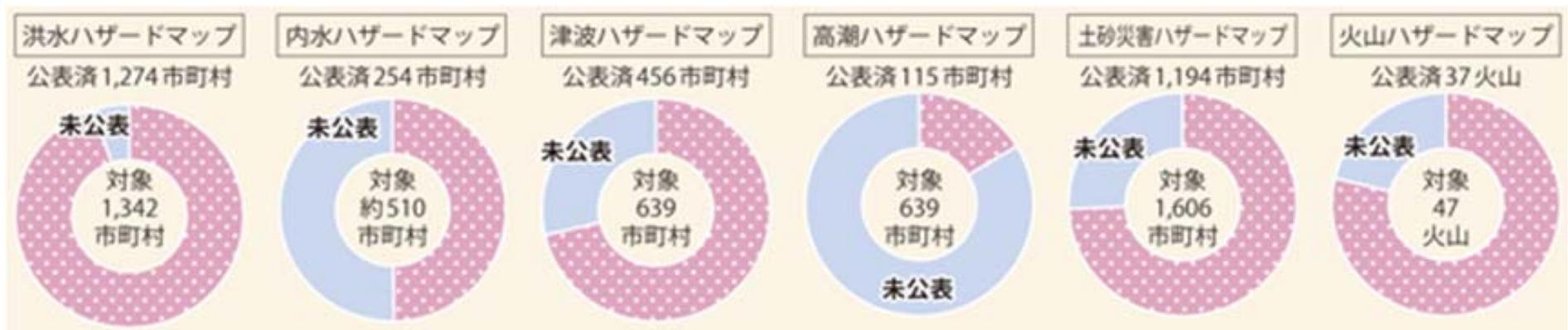
出典：平成21年11月 地震発生時を想定した業務継続体制に係る状況調査（内閣府（防災）及び総務省消防庁調査）
平成23年4月 地方自治情報管理概要（平成24年3月）総務省自治行政局地域情報政策室調査
平成25年8月 総務省消防庁調査（大規模地震等の自然災害を対象とするBCP策定率（速報値））

ハザードマップの作成について

ハザードマップの作成

災害発生時に住民が適切な避難行動をとれるよう、避難場所、避難経路等を住民にあらかじめ周知すべく市町村によるハザードマップの作成及び住民への配布を促進することが必要

【参考】ハザードマップの整備状況



公表割合 約95%

約50%

約71%

約18%

約74%

約79%

注:平成25年3月末現在

(出典)「平成24年度 国土交通白書」

気象庁が発表している警報・注意報・気象情報

特別警報の種類

大雨、暴風、暴風雪、大雪、高潮、波浪

警報の種類

大雨、暴風、暴風雪、大雪、高潮、洪水、波浪

注意報の種類

大雨、強風、風雪、大雪、高潮、洪水、波浪、濃霧、雷、乾燥、なだれ、着氷、着雪、霜、低温、融雪

大雨警報の基準例(広島市)

雨量基準(主に浸水害を対象)

平坦地 3時間に80mm
平坦地以外 1時間に60mm

土壌雨量指数基準(土砂災害を対象)
1km格子毎に設定(最低値:90)

〇〇県(〇〇地方)気象情報

警報や注意報を予告、補完する事項
または少雨・低温など注意を喚起すべき事項を気象情報として発表

指定河川洪水予報

河川管理者(国土交通省、都道府県)と共同し、河川を指定して発表

記録的短時間大雨情報

数年に一度程度の短時間の大雨が観測された場合は、記録的短時間大雨情報として発表

島根県記録的短時間大雨情報 第2号

平成17年7月2日02時50分 松江地方気象台発表

2時30分島根県で記録的短時間大雨
美郷町付近で約100ミリ
温泉津町付近で約100ミリ
飯南町付近で約100ミリ
大田市付近で約100ミリ

土砂災害警戒情報

土砂災害の危険度が非常に高まったときに、対象となる市町村を特定して都道府県と気象庁が共同して発表



台風に関する情報

台風の中心位置や強度の実況および予測に関する情報を発表



“3日先まで”の進路及び強さの予報、
”5日先まで”の進路の予報を発表

竜巻注意情報

竜巻など激しい突風の発生する危険な気象状況の場合に発表

栃木県竜巻注意情報 第1号
平成25年6月22日14時54分 宇都宮地方気象台発表

栃木県は、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になっています。

空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。

この情報は、22日16時00分まで有効です。

特別警報

○特別警報・・・重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合にその旨を示して行う警報

○気象、津波・火山・地震(地震動)等に関する特別警報の発表基準は以下のとおり。

気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

注：発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をしている。

津波・火山・地震(地震動)に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 (大津波警報を特別警報に位置づける)
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 (噴火警報(居住地域)*を特別警報に位置づける)
地震 (地震動)	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 (緊急地震速報(震度6弱以上)を特別警報に位置づける)

注：噴火警戒レベルを運用している火山では「噴火警報(居住地域)」(噴火警戒レベル4または5)を、噴火警戒レベルを運用していない火山では「噴火警報(居住地域)」(キーワード:居住地域嚴重警戒)を特別警報に位置づけている。

河川の水位について

- 洪水等が発生した際、地域住民のよりの確で安全な避難実施のためには、河川の危険の状況等の防災情報が、迅速に伝達されるだけでなく、住民や市町村の防災担当者、報道機関に正確に理解され、的確な判断や安全な行動につながる情報の内容や表現であることが極めて重要
- このため、水位の危険度レベルを設定するとともに、区切りとなる水位の名称は、危険度レベルを認識できるように改善

水位危険度レベル	水位の名称等	(参考)旧名称
レベル5	はん濫の発生	はん濫の発生
レベル4	はん濫危険水位	危険水位
レベル3	避難判断水位	特別警戒水位
レベル2	はん濫注意水位	警戒水位
レベル1	水防団待機水位	通報水位・指定水位

(出典) 気象庁ホームページ

「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」

災害対策基本法の一部改正により、新たに、避難行動要支援者名簿の作成、名簿情報の避難支援等関係者等への提供等の規定が設けられたことを受け、市町村を対象に、その事務に係る取組方法を指針として示したものの。

【ポイント】

- 取組に関する優先順位を意識し、

【第Ⅰ部】改正災対法に基づき取り組む必要がある事項

【第Ⅱ部】(改正災対法には規定されていないものの)更なる避難行動支援のために取り組むべき事項からなる2部構成としている。

第Ⅰ部 改正災対法に基づき取り組む必要がある事項

- 第1 全体計画・地域防災計画の策定
- 第2 避難行動要支援者名簿の作成等
- 第3 発災時等における避難行動要支援者名簿の活用

第Ⅱ部 さらなる避難行動支援のために取り組むべき事項

- 第4 個別計画の策定
- 第5 避難行動支援に係る地域の共助力の向上

- 改正災対法のうち、避難行動要支援者名簿の作成義務付け等について規定する第49条の10から第49条の13については、平成26年4月1日より施行。

改正法施行を受け、本取組指針を参考に、速やかに名簿作成等の徹底をお願いしたい。

避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針

災害対策基本法の一部改正により、市町村(特別区を含む。)には、避難所における良好な生活環境を確保し、被災者の避難生活に対するきめ細やかな支援を実施することが求められるが、その取組に当たっての参考となるよう、市町村を対象に、生活環境の確保に関する事項を指針として示したものの。

【ポイント】

- 本指針は、「第1 平常時における対応」、「第2 発災後における対応」に分けた2部構成としているが、いずれも平常時より十分に確認していただき、都道府県や関係機関等とも十分連携しながら、必要な対応を取っていただきたい。

第1 平常時における対応

1. 避難所の組織体制と応援体制の整備
2. 避難所の指定
3. 指定避難所等の周知
4. 避難所における備蓄等

第2 発災後における対応

1. 避難所の設置と機能整備
2. 避難所リスト及び避難者名簿の作成
3. 避難所の運営主体
4. 福祉避難所の管理・運営
5. 食物アレルギーの防止等の食料や食事に関する配慮等
6. 被災者への情報提供
7. 相談窓口
8. 在宅避難

地区防災計画ガイドラインについて

1 地区防災計画とガイドライン

平成25年の災害対策基本法では、地域コミュニティにおける共助による防災活動を推進するため、市町村内の一定の地区の居住者及び事業者（地区居住者等）が行う自発的な防災活動に関する「地区防災計画制度」を創設（平成26年4月1日施行）。本ガイドラインは、地区居住者等による計画作成等の促進を目的としている。

2 ガイドラインの活用方法等

本ガイドラインでは、①概要で全体像を把握し、②目的、レベル、地区の特性等に応じて、必要な部分を参照し、地域コミュニティの課題と対策について検討を行い、④地区防災計画を作成するとともに、計画に沿った活動を実践することが重要。

3 ガイドライン各章の主な内容

第1章 制度の背景

東日本大震災では、地震・津波によって市町村の行政機能が麻痺し、地域住民自身による自助、地域コミュニティにおける共助が重要な役割を果たしたことから、自助・共助の役割の重要性が高まっている。

第2章 計画の基本的考え方

- ①地域コミュニティ主体のボトムアップ型の計画
- ②地区の特性に応じた計画
- ③継続的に地域防災力を向上させる計画

第3章 計画の内容

地区の特性に応じて、自由な内容で計画を作成。平常時、発災直前、災害時、復旧・復興期の各段階の防災活動を整理し、専門家、消防団、各種地域団体、ボランティア等との連携が重要。

第4章 計画提案の手続

地区防災計画を規定する方法は、①市町村防災会議が、地区居住者等の意向を踏まえ規定する方法、②地区居住者等が、計画の素案を作成して、計画提案を行い、それを受けて規定する方法がある。

第5章 実践と検証

災害時に計画に沿って防災活動を実践できるように、毎年防災訓練を行うことが重要。また、訓練結果の検証を行い、活動を改善するとともに、PDCAサイクルに従って、定期的に計画の見直しを行うことが望まれる。

避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン(案)について

「避難」に関する考え方をあらためて整理

- 避難は、「災害から命を守るための行動」であることをあらためて定義した
- 従来の避難所への避難だけでなく、家屋内に留まって安全を確保することも「避難行動」の一つとした
- 災害種別毎に、命を脅かす危険性がある事象、立ち退き避難が必要な区域の考え方を示した
- 市町村が発令する避難勧告等は、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とした
→ 避難が必要な状況が夜間・早朝となる場合には「避難準備情報」を発令

避難勧告等の判断基準をわかりやすく設定

- 避難勧告等の判断基準を可能な限り定量的かつわかりやすい指標で示した
【避難勧告の判断基準の設定例】
 - 水害・・・はん濫危険水位に到達 等
 - 土砂災害・・・土砂災害警戒情報の発表 等
 - 高潮災害・・・高潮警報の発表(津波災害は警報等が出れば全て避難指示)
- 市町村が助言を求める相手を明確にした
→ 管区・地方気象台、国土交通省河川事務所、都道府県の県土整備事務所等

避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン(案)について

市町村の防災体制の考え方を例示

○市町村の防災体制の移行段階に関する基本的な考え方の例を示した
【防災気象情報と防災体制の例(土砂災害の場合)】

大雨注意報・・・連絡要員を配置し、気象状況を見守る体制

大雨警報・・・首長等が登庁し、避難勧告の発令が判断できる体制

土砂災害警戒情報・・・防災対応の全職員が登庁 等

住民が避難行動を認識してもらう仕組みを提案

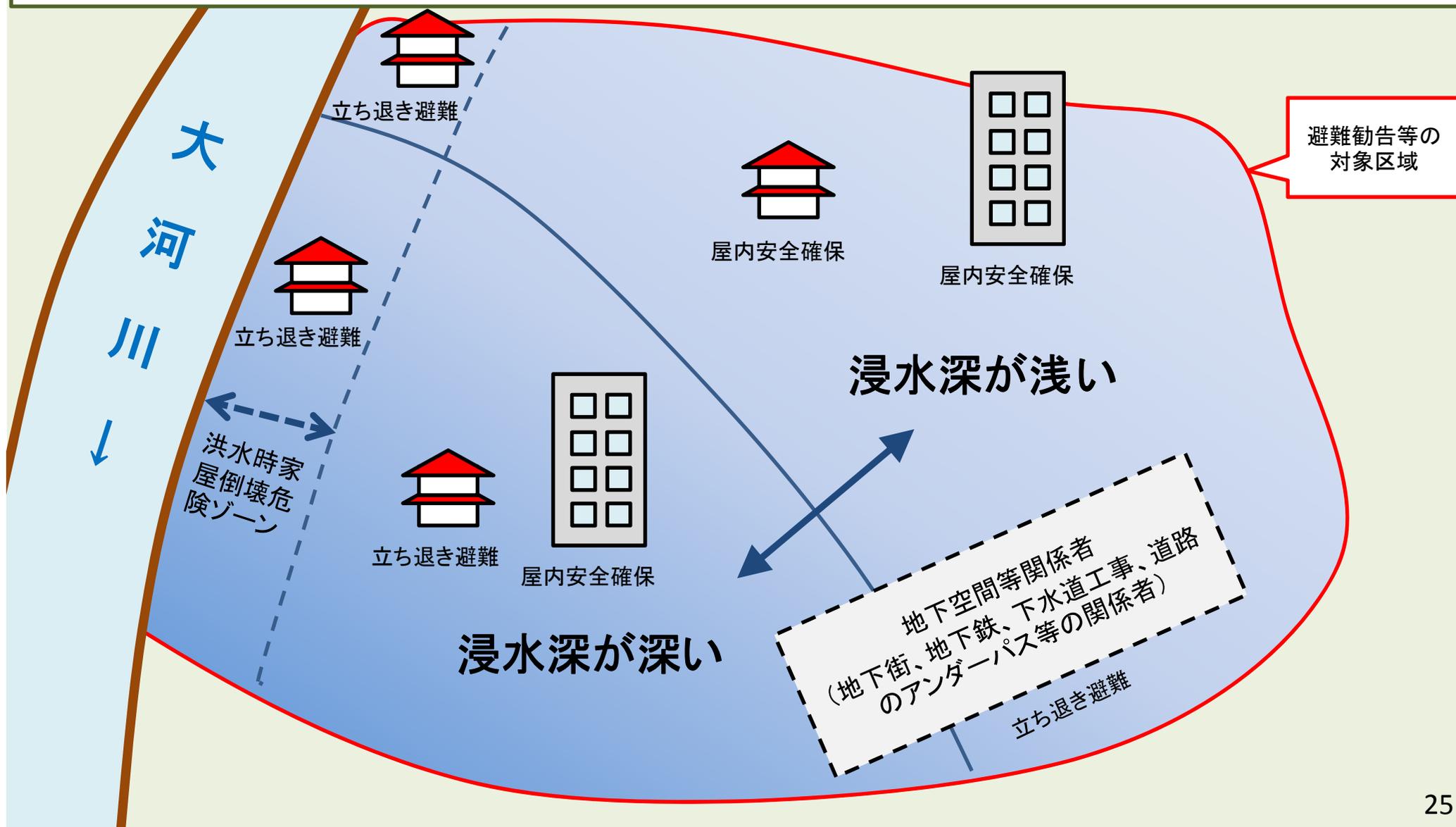
○災害・避難カード(建物毎に避難が必要となる災害と避難方法を記しておくカード)の作成を提案

【災害・避難カードの記載イメージ：〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号】

災害	避難行動	注視する情報	危険な状況
A川	自宅2階	〇〇観測所雨量	〇〇mm
B川	〇〇避難場所	〇〇水位観測所	〇.〇m
土砂災害	〇〇公民館	〇〇観測所雨量	〇〇mm
津波	無し		
高潮	無し		

河川において避難勧告等の対象とする区域と避難行動について

- ・市町村は、水害の可能性のある範囲全体を対象に避難勧告等を発令する。
- ・各人は、洪水ハザードマップを基に、立ち退き避難が必要な場所なのか、上階への移動等の屋内安全確保で命の危険を脅かされる可能性がない場所なのかをあらかじめ確認・認識し、避難行動をとる。



《全国防災・危機管理トップセミナー》
市町村における防災対策について
【参考資料】

平成26年6月4日
内閣府(防災担当)

目次

1	市町村長の責務と権限	
1-1	災害対策基本法の概要	P1
1-2	平時の備え	P2
1-3	初動期の災害応急対策	P3
1-4	初動期以降の災害応急対策、復旧等	P4
2	防災対策について	
2-1	災害への事前の備え・発災直前の対応	
①	人材育成、防災訓練	P5
2-2	発災後の対応	
①	マスコミ対応	P8
②	ボランティア対応	P9
3	最近政府が策定した計画等	
3-1	大規模地震防災・減災対策大綱	P10
3-2	首都直下地震緊急対策推進基本計画	P11
3-3	南海トラフ地震防災対策推進基本計画	P12
4	その他	
4-1	防災関連のHP	P13

1 市町村長の責務と権限

1-1 災害対策基本法の概要

国民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって、社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする

1. 防災に関する理念・責務の明確化

- 災害対策の基本理念 —「減災」の考え方等、災害対策の基本理念の明確化
- 国、都道府県、市町村、指定公共機関等の責務 —防災に関する計画の作成・実施、相互協力等
- 住民等の責務 —自らの災害への備え、生活必需品の備蓄、自発的な防災活動への参加等

2. 防災に関する組織—総合的防災行政の整備・推進

- 国：中央防災会議、非常（緊急）災害対策本部
- 都道府県・市町村：地方防災会議、災害対策本部

3. 防災計画—計画的防災対策の整備・推進

- 中央防災会議：防災基本計画
- 指定行政機関・指定公共機関：防災業務計画
- 都道府県・市町村：地域防災計画 ○市町村の居住者等：地域防災計画

4. 災害対策の推進

- 災害予防、災害応急対策、災害復旧という段階ごとに、各実施責任主体の果たすべき役割や権限を規定**
- 市町村長による一義的な災害応急対策（避難指示等）の実施、大規模災害時における都道府県・指定行政機関による応急措置の代行

5. 被災者保護対策

- 要支援者名簿の事前作成
- 広域避難、物資輸送の枠組みの法定化
- 災害時における、避難所、避難施設に係る基準の明確化
- 罹災証明書、被災者台帳の作成を通じた被災者支援策の拡充

6. 財政金融措置

- 法の実施に係る費用は実施責任者負担
- 激甚な災害に関する、国による財政上の措置

7. 災害緊急事態

- 災害緊急事態の布告 ⇒政府の方針（対処基本方針）の閣議決定
- 緊急措置（生活必需物資の配給等の制限、金銭債務の支払猶予、海外からの支援受入れに係る緊急政令の制定、特定非常災害法の自動発動）

1 市町村長の責務と権限

1-2 平時の備え

平時の備え

<一般的な責務>

- 市町村の責務(防災に関する計画の作成・実施、消防団等の組織の整備・充実、消防団等の相互協力義務)<5>
- 地方公共団体相互の協力<5の2> ●ボランティアとの連携<5の3> ●施策における防災上の配慮等<8>

<防災に関する組織>

【責務】 ●職員派遣の要請又はあつせんがあつたときの職員派遣の義務<31>

【権限】

- 市町村の災害対策本部及び市町村現地災害対策本部の設置、市町村教育委員会に対する指示<23の2>
- 国の地方支分部局等に対する職員派遣の要請<29>
- 内閣総理大臣又は都道府県知事に対する国の機関等の職員派遣のあつせん要請<30>

<防災計画>

【責務】

- 市町村地域防災計画の作成<42> ※市町村防災会議の責務
- 市町村相互間地域防災計画の作成<44> ※市町村防災会議の協議会の責務

【権限】 ●地域防災計画の実施の推進のための関係者に対する要請等<45> ※市町村防災会議又はその協議会の権限

<災害予防>

【責務】

- 災害予防の実施責任<46> ●防災に関する組織の整備<47> ●防災教育の実施<47>
- 防災訓練の実施<47の2> ●防災に必要な物資及び資材の備蓄等<49>
- 円滑な相互応援の実施のために必要な協定の締結等<49の3>
- 指定緊急避難場所の指定等<49の4、49の6> ●指定避難所の指定等<49の7>
- 居住者等に対する災害関連情報、指定緊急避難場所等に関する事項の周知<49の9>
- 避難行動要支援者名簿の作成<49の10、49の12> ※平成26年4月1日施行

【権限】

- 避難行動要支援者名簿に係る情報の利用及び提供<49の11> ※平成26年4月1日施行

1 市町村長の責務と権限

1-3 初動期の災害応急対策

災害応急対策(特に初動期)

【責務】

- 災害応急対策の実施責任<50>
- 災害に関する情報の収集及び伝達等<51>
- 都道府県に対する災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要の報告<53>
- 気象庁等の関係機関に対する災害が発生するおそれが異常な現象の通報<54>
- 災害に関する予報、警報等の住民等に対する伝達<56前段>
- 消防機関、水防団に対する出動準備・出動命令<58>
- 消防、水防、救助等の応急措置の速やかな実施<62>

【権限】

- 予想される災害の事態及びこれに対しておとすべき避難のための立退きの準備その他の措置に係る通知又は警告<56後段>
- 警報の伝達に際する通信設備の優先利用、放送事業者に対する放送の要求<57>
- 災害が発生した場合に災害を拡大させるおそれのある設備又は物件の除去、保安等の必要な措置の指示<59>
- 居住者等に対する避難のための立退きの勧告・指示<60>
- 避難を勧告・指示しようとする場合における、国等の機関への助言の求め<61の2>
- 避難勧告・指示に際する通信設備の優先利用、放送事業者に対する放送の要求<61の3>
- 警戒区域の設定による立入の制限・禁止、退去命令<63>
- 区域内の土地、工作物等の一時使用、除却<64>
- 住民等に対する応急措置業務への従事命令<65>
- 他の市町村長等に対する応援の要求<67>
- 都道府県知事等に対する応援の要求及び応急対策実施の要請<68>
- 都道府県知事に対する自衛隊災害派遣の要請の要求、防衛大臣に対する災害状況の通知<68の2>
- 応急措置の実施に際する通信設備の優先利用<79>

1 市町村長の責務と権限

1-4 初動期以降の災害応急対策、復旧等

災害応急対策(初動期以降)

【責務】

- 土地、工作物等の一時使用に伴う損失の補償<82>
- 応急措置業務への従事を命じた者が死亡等した場合における損失の補償<84>
- 避難所における生活環境の整備に必要な措置<86の6>
- 避難所以外の場所に滞在する被災者に対する配慮<86の7>
- 国の機関、他の地方公共団体等との備蓄する物資又は資材の供給に関する相互協力<86の17>

【権限】

- 災害時における他の地方公共団体に対する事務委託<69> ●被災者の公的徴収金の減免等<85>
- 地方公共団体の所有財産の無償貸付け、使用<86>
- 同一都道府県内における被災住民の受入れに係る他の市町村長との協議<86の8>
- 他の都道府県における被災住民の受入れに係る都道府県知事との協議<86の9>
- 被災者の安否情報の照会に対する回答<86の15>
- 都道府県知事に対する必要な物資又は資材の供給に関する要請<86の16>

災害復旧 【責務】 ●災害復旧の実施責任<87>

被災者の援護を図るための措置

【責務】

- 罹災証明書の交付及びその交付に必要な業務の実施体制の確保<90の2>

【権限】

- 被災者台帳の作成<90の3> ●被災者台帳に係る情報の利用及び提供<90の4>

財政金融措置

【責務】

- 災害予防、災害応急対策に要する費用の実施責任者負担<91>
- 災害応急対策に関して応援を受けた場合における、当該応援に要した費用の負担<92>

【権限】

- 起債の特例<102>

2 防災対策について

2-1 災害への事前の備え ⑦人材育成、防災訓練

内閣府では、平成25年度より「防災スペシャリスト養成研修」を行っており、災害対応にあたる人材の育成を図っている。その中で、求める人材像や能力について、下記のとおり整理をおこなった（平成26年3月「防災スペシャリスト養成研修企画検討会」報告書より）。

「防災スペシャリスト」に求める人材像

◆ 危機事態に迅速・的確に対応できる人

- 的確に状況を把握・想定し、適時に判断・対応することで、被害の最小化を図ることができる
- ニーズの変化や多様性に柔軟かつ機敏に対応し、迅速な回復を図ることができる
- 災害から得られた教訓を踏まえて、継続的な改善を推進できる
- ハード・ソフトをバランスよく組み合わせて、最善の対策を実施できる
- 組織の中で率先して防災力を高めることができる

◆ 国・地方のネットワークを形成できる人

- 防災関係機関等と緊密に連携・協力し、最善の対策を推進できる
- 日頃から多様な主体と連携・協力し、自発的な防災活動を促進できる

「防災スペシャリスト」に求める能力

「本部運営の中核的役割を担う職員」及び「個別課題の対応に専門的に従事する職員」別に、役割に応じて求められる具体的な能力を整理した。

本部運営 の中核的 役割を担 う職員

- 組織のトップの懐刀として、防災業務を全般的に知り、調整できる。
（マネジメント力【主】）

- 【計画立案】 情報不足あるいは情報集中の状況の中であっても、事態の本質を見抜き、今後の展開を予測し、迅速かつ的確に対応を決定できる
- 【広報】 組織が伝えたい情報の選別など、情報の一元的な管理ができ、必要とされる情報を的確かつ分かりやすく速やかに発信できる
- 【活動調整】 関係者との適切な分担協力体制を築き、緊密に連携・調整して、対策を実施できる
- 【実行管理】 目標の達成度の確認と進捗を管理し、継続的に改善を図ることができる

個別課題 の対応に 専門的に 従事する 職員

- 防災業務全般に関する基礎的な知識があり、一定程度の調整ができる。
（マネジメント力【副】）
- 予防、応急、復旧・復興の各段階における専門的な業務を、迅速かつ適切に実行できる。
（オペレーション力【主】）

- 【知識】 防災活動を行う上で不可欠な事項や情報を知っている、認識・理解している
- 【技能】 防災活動を行う上で必要な動作や技術を身につけている
- 【態度】 防災活動を行う際に、状況に応じた適切な心構えやふるまい、取組姿勢を選択できる

2 防災対策について

2-1 災害への事前の備え ⑦人材育成、防災訓練

平成26年度防災スペシャリスト養成研修の概要

1. OJT研修

(1)対象

- ①地方公共団体・指定公共機関等の防災担当の一般職員(約20名、1年間)
- ②市町村の防災担当の一般職員(約10名×各四半期)

(2)内容

- ①内閣府防災におけるOJT研修。
- ②有明研修に参加(右記②個別対策コース及び③防災基礎コースに参加。)
- ③内閣府防災および関係省庁担当者による講義を受講。
- ④防災関係施設や訓練等を見学。
- ⑤国交大、消防大等の外部機関研修に参加。

2. 有明研修

(1)対象

- 国・地方公共団体で防災に携わる
- ①災害対策本部運営の中核的役割を担う職員
 - ②個別課題の対応に専門的に従事する職員
 - ③防災部門への新任職員

(2)内容

防災活動に取り組む上で踏まえるべき「活動の前提」と、防災活動を遂行するために個人が有しておくべき「活動遂行能力」の習得を目的とした研修を実施。

- ①総合管理コース(2日間、年6回実施)
→総合調整を行う上で必要な知識、技能、態度の習得
- ②個別対策コース(2日間、年12回実施)
→個別課題への対応に必要な知識、技能、態度の習得
- ③防災基礎コース(2日間、年2回実施)
→防災業務の遂行に不可欠な基礎知識、態度の習得

※上記の研修以外に平成25年度の研修修了者を対象とした「フォローアップ研修」を実施。

3. 出張研修

(1)対象

地方公共団体で本部運営・個別課題への対応に従事する担当職員

(2)内容

各地域における災害発生上の特性を加味したテーマを設定し、その災害対応に必要な知識や態度の習得を効果的に行うことを目的とした研修を、全国9ブロックで実施。

- ①地域別総合防災研修
(2日間、9地方で各年1回)

※9地方:北海道、東北、北陸、中部、近畿、中国、四国、九州、沖縄

2 防災対策について

2-1 災害への事前の備え ⑦人材育成、防災訓練

平成26年度総合防災訓練大綱

○ 政府における総合防災訓練等

(1)「防災の日」総合防災訓練 **首都直下**

「防災の日」（9月1日）に以下の訓練を実施。

ア 「防災の日」政府本部運営訓練

総理を始めとする全閣僚による緊急災害対策本部会議等の訓練

イ 九都県市合同防災訓練と連携した被災地（相模原市）への現地調査訓練

ウ 閣僚の徒歩等による官邸への参集訓練

(2)緊急災害現地対策本部運営訓練 **首都直下・南海トラフ 他**

(3)政府図上訓練

ア 政府図上訓練 **南海トラフ**

緊急災害対策本部事務局における業務や関係地方公共団体等との連携に関する訓練

イ 緊急災害対策本部事務局要員図上訓練 **首都直下**

緊急災害対策本部事務局に対する座学及び基礎的な図上訓練

ウ 初動対応図上訓練

大規模な浸水被害を想定した図上訓練

エ 自衛隊統合防災演習 **南海トラフ**

一部実動訓練も含んだ指揮所活動等の総合的な防災訓練

オ コンビナート防災合同訓練 **南海トラフ**

コンビナート大規模火災を想定した、関係事業者等と連携した防災合同訓練

(4)業務継続計画検証訓練等

ア 情報伝達・官邸参集図上訓練 **首都直下**

利用可能な通信手段による閣僚の安否確認と参集手段確保の訓練

イ 業務継続計画実効性確認訓練 **首都直下**

各府省庁において実施する職員の安否確認訓練・非常参集訓練、災害対策本部の設置・運営等訓練及び情報システム継続訓練

ウ 分野（業界）別、テーマ別訓練 **首都直下・南海トラフ 他**

経済中枢機関及びライフライン・インフラ事業者等の業務継続性確保のための業界横断的な訓練

(5)津波防災に関する訓練

「津波防災の日」（11月5日）を念頭に以下の訓練を実施。

ア 津波防災訓練 **南海トラフ**

近畿地方沿岸部において関係機関等と連携して実施する実動訓練

イ 緊急地震速報の訓練 **首都直下・南海トラフ 他**

広く国民参加の下、緊急地震速報を見聞きした際の行動訓練

ウ 住民参加の地震・津波防災訓練 **首都直下・南海トラフ 他**

7つの地域において実施する地域住民を対象にした地震・津波防災訓練

(6)火山に関する防災訓練

(7)原子力防災訓練 **未定**

原子力災害を想定して、関係地方公共団体、原子力事業者等と連携して実施する総合的な防災訓練

(8)災害時医療に関する訓練

ア 広域医療搬送訓練 **南海トラフ**

大分県、宮崎県及び鹿児島県を被災地と想定して実施する訓練

イ 民間船舶を活用した医療機能の実証訓練 **未定**

(9)事故災害等対処訓練

(10)地域ブロック広域訓練 **首都直下・南海トラフ 他**

協議会等が主体となって実施する広域的な実動・図上訓練

(11)地方公共団体等関係機関と連携して実施する実動訓練等

ア 九都県市合同防災訓練、静岡県総合防災訓練、近畿府県合同防災訓練、東海地域広域連携防災訓練等と連携した訓練 **首都直下・南海トラフ 他**

イ 防衛省と在日米軍を中心とした日米共同統合防災訓練 **未定**

ウ 東海地震に関連する情報の伝達訓練 **南海トラフ**

2 防災対策について

2-2 発災後の対応 ①マスコミ対応

内閣府では特別な記者発表体制をとる場合の事務処理の方法等について「内閣府特別非常災害時記者発表等事務処理要領」を定めている。

災害対応を適切に行うに際して、マスコミ関係者の協力は必要であり、防災活動に関する国民全般の理解・協力が得られるようマスコミ関係者に対し情報提供に努めている。

●マスコミ（報道機関）との連携について

- ・ 災害の規模や自治体の規模によりその対応は大きく変わる
- ・ 住民に対して情報提供を行う際、マスコミへ情報提供することは大変重要

●手間になるマスコミ対応

- ・ マスコミの問合せは1社・2社ではない
- ・ 総責任者がマスコミ対応にかかり、指揮系統が乱れるケースも
- ・ 発災時は地元以外の記者も派遣されて来るため、地名の読み方や道案内など、より丁寧な対応が必要

**災害時のマスコミ対応は手間ではあるが、上手く使いこなすために
平時からの準備が重要**

例えば、

- ・ マスコミ対応の担当を定めておく
- ・ 首長の定例記者会見の実施方法を確認しておく
- ・ 災害情報の共有方法を確認しておく
- ・ 記者控室の場所を定めておく

2 防災対策について

2-2 発災後の対応 ②ボランティア対応

平成25年の災害対策基本法改正において、第五条の三「国及び地方公共団体は、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努めなければならない。」とされたところ。

発災時には、行政サイドが真っ先に、防災ボランティア活動の理解者になることが重要である。特に大規模災害時には、地域住民の安全・安心を守るためには、行政の対応だけでは限界がある場合があり、防災ボランティアとも連携を図りながら、復旧・復興活動を円滑に進めることが重要となる。

●災害ボランティアセンターの継続的な支援と情報収集（設置から運営まで）

行政（災害対策本部等）と災害ボランティアセンターで情報共有をすることで、ボランティア活動の現場などでの支援活動が円滑に進む。

これまでに、行政が災害ボランティアセンターに職員を派遣して、運営の支援や必要な情報の提供などを行ったことで、支援活動が円滑に進んだ例がある。

●防災ボランティア活動に関する広報による支援（防災無線・広報車など）

地域外から多くのボランティアの人たちが来ると警戒心からボランティアを拒んでしまう場合もある。行政から「ボランティア活動」を紹介したことで、被災された人たちの警戒心も解けて、受け入れやすくなった例がある。

●資機材の提供、移動のためのバスの手配など

ボランティア活動のためのスコップ、土嚢袋等の資機材の提供・斡旋について、行政が支援することもできる。災害ボランティアセンターから活動する地域へのボランティアの移動用にバスを提供する支援も可能である。被災地外からボランティアバスが多く来る場合、バスを朝から夕方まで駐車しておくスペースの手配などの支援が重要となる。

●被災地の被害情報の発信

道路状況や地域の被害状況など、行政が把握している情報の中に、ボランティア活動を行うに当たって必要な情報がある。避難に関する情報などを的確に伝えることで、危険な環境下でのボランティア活動を回避できる。

●災害対策本部等の会議への参加

行政の関係部局の情報の共有や行政支援の判断を行う「災害対策本部」の会議に、災害ボランティアセンターの関係者が参加することで、双方の情報を共有することが可能となる。

●地域の防災の取組に対する平時からの支援

ボランティアの受入方法、災害ボランティアセンターとの関わり方などについての訓練等をボランティア団体や住民と協力して行い、災害時に備えることが重要となる。また、要配慮者の支援を行うために、防災関係部局、福祉関係部局、自治会役員などの関係者が把握している情報を共有するなど、平時から連携しておくことが必要である。

3 最近政府が策定した計画等

3-1 大規模地震防災・減災対策大綱



3 最近政府が策定した計画等

3-2 首都直下地震緊急対策推進基本計画

首都直下地震緊急対策推進基本計画の概要

1. 緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進の意義に関する事項

○首都中枢機能の継続性の確保は必要不可欠

- ・首都中枢機能の障害は災害応急対策に大きな支障を来すおそれ
- ・加えて、我が国全体の国民生活や経済活動にも支障が生じるおそれ

○予防対策・応急対策で被害を大きく減少させることが可能

- ・耐震化率100%で全壊棟数・死者数が約9割減、感震プレーカー等の設置や初期消火成功率の向上等で焼失棟数・死者数が9割以上減

➡ 予防対策・応急対策の計画的・戦略的実施

2. 緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な方針

(1) 首都中枢機能の確保

- ・首都中枢機能の**業務継続体制の構築**
- ・首都中枢機能を**支えるライフライン及びインフラの維持**

(2) 膨大な人的・物的被害への対応

- ・あらゆる対策の大前提としての**耐震化と火災対策**、深刻な**道路交通麻痺対策**等、膨大な数の**避難者・帰宅困難者**等

(3) 地方公共団体への支援等

- ・国は、調査研究成果を始めとする各種情報の提供、助言等を実施

(4) 社会全体での首都直下地震対策の推進

- ・**社会のあらゆる構成員が連携した「自助」「共助」「公助」**による被害の軽減に向けた備え

(5) 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた対応

- ・**外国人観光客の避難誘導対策**など安心して大会に参加・観戦できるよう取組強化

3. 首都直下地震が発生した場合における首都中枢機能の維持に関する事項

(1) 首都中枢機能の維持を図るための施策に関する基本的な事項

- ・首都中枢機能及び首都中枢機能～政治中枢：国会、行政中枢：中央省庁・都庁・駐日外国公館等、経済中枢：中央銀行・企業本社等
- ・首都中枢機能の機能目標～発災直後においても最低限果たすべき機能目標を設定
- ・政府全体としての業務継続体制の構築：非常時優先業務の実施に**必要な執行体制、執務環境の確保**について**緊急対策実施計画**に定める。
- ・**金融決済機能**の継続性の確保、**企業本社等における事業継続**への備え

(2) 首都中枢機能の全部又は一部を維持することが困難となった場合における当該中枢機能の一時的な代替に関する基本的な事項

- ・政府の代替拠点の検討、代替庁舎の確保等

(3) ライフライン及びインフラの維持に係る施策に関する基本的な事項

- ・ライフライン及び情報通信インフラの機能目標
- ・施設の**耐震化・多重化**や**早期復旧体制**の整備等

(4) 緊急輸送を確保する等のために必要な港湾、空港等の機能の維持に係る施策に関する基本的な事項

- ・交通インフラの機能目標
- ・施設の**耐震化**や**早期の道路啓開、復旧体制**の整備等

(5) その他

- ・各主体が業務継続計画を作成・見直し

4. 5. 6. 法に基づく各種計画に係る事項

4. 首都中枢機能維持基盤整備等地区的指定及び基盤整備等計画の認定に関する基本的な事項

- ・首都中枢機能維持基盤整備等地区的指定の考え方（首都中枢機能の集積状況等を勘案）※別途参照
- ・地方公共団体が作成する基盤整備等計画の認定基準

5. 地方緊急対策実施計画の基本となるべき事項

- ・都県知事が作成する地方緊急対策実施計画に記載すべき地震防災対策、災害応急対策・災害復旧への備え、住民の協働等の対策等

6. 特定緊急対策事業推進計画の認定に関する基本的な事項

- ・地方公共団体が作成する特定緊急対策事業推進計画の認定基準

7. 緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進に関し政府が講ずべき措置

(1) 首都中枢機能の継続性の確保 → 3. 参照

(2) 膨大な人的・物的被害への対応

① 計画的かつ早急な予防対策の推進

- ・建築物、施設の**耐震化の推進**等
- ・**出火防止対策**、発災時の速やかな**初期消火**、延焼被害の抑制対策等
- ・**ライフライン**等の耐震化、発災時の速やかな機能回復
- ・**燃料の供給**対策
- ・**交通インフラ、河川・海岸堤防**等の耐震化、発災時の速やかな機能回復
- ・その他（集客施設・原子力事業所・石油コンビナート等地区的安全確保等）

② 津波対策

③ 円滑かつ迅速な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

- ・**災害応急体制**の整備
- ・**市街地火災**への対応
- ・膨大な数の**避難者・被災者**、膨大な数の**帰宅困難者**等
- ・広域連携のための**防災拠点、交通基盤**の確保
- ・物資の絶対的な不足に対応した**物資輸送機能**の確保
- ・的確な**情報収集・発信**
- ・多様な発生態様への対応
- ・**道路啓開と道路交通渋滞対策**
- ・**救命・救助、災害時医療機能**
- ・膨大な数の**帰宅困難者**等
- ・**物資の絶対的な不足**に対応した**物資輸送機能**の確保
- ・**的確な情報収集・発信**
- ・**多様な発生態様**への対応
- ・**実証的な防災訓練**
- ・**円滑な復旧・復興**

④ 各個人の防災対策の啓発活動

- ・**適切な避難行動、車両の利用抑制、備蓄**等

⑤ 企業活動等の回復・維持

- ・**事業継続計画**の作成、地域貢献等

(3) 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた対応等

- ・施設の**耐震化**、外国人**観光客の避難誘導**等

(4) 長周期地震動対策（中長期的対応）

- ・高層建築物等への影響等の専門的検討

8. その他

(1) 計画の効果的な推進 別途地震防災戦略・応急対策の具体計画を作成

(2) 災害対策基本法に規定する防災計画との関係

1

3 最近政府が策定した計画等

3-3 南海トラフ地震防災対策推進基本計画

南海トラフ地震防災対策推進基本計画の概要

第1章 南海トラフ地震に係る地震防災対策の円滑かつ迅速な推進の意義に関する事項

○ 予断を持たずに最悪の被害様相を念頭にいた上で、予防対策、応急対策を検討し、着実に推進することをもって被害の軽減を図ることが重要

第2章 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する基本的方針

南海トラフ地震の特徴を踏まえ、国、地方公共団体、地域住民等、様々な主体が連携をとって、計画的かつ速やかに以下1~9の防災対策を推進

- 南海トラフ地震の特徴**
- ① 極めて広域にわたり、強い揺れと巨大な津波が発生
 - ② 津波の到達時間が極めて短い地域が存在
 - ③ 時間差を置いて複数の巨大地震が発生する可能性
 - ④ ①~③から、その被害は広域かつ甚大
 - ⑤ 想定される最大規模の地震となった場合、被災の範囲は超広域にわたり、これまで想定されてきた地震とは全く異なる様相の被害が発生
- 1. 各般にわたる甚大な被害への対応
 - 2. 津波からの人命の確保
 - 3. 超広域にわたる被害への対応
 - 4. 国内外の経済に及ぼす甚大な影響の回避
 - 5. 時間差発生等への対応
 - 6. 外カレベルに応じた対策
 - 7. 戦略的な取組の強化
 - 8. 訓練等を通じた対策手法の高度化
 - 9. 科学的知見の蓄積と活用

第3章 南海トラフ地震に係る地震防災対策の基本的な施策

第2章の「基本的方針」を踏まえて、以下1~7の施策を実施。併せて、各施策に係る具体的な目標及びその達成期間を設定

- 減災目標 (今後10年間)
- | | | | |
|---------------|---------|----|----------|
| 想定される死者数 | 約33万2千人 | から | 概ね8割以上減少 |
| 想定される建築物の全壊棟数 | 約250万棟 | から | 概ね5割以上減少 |
- 1. 地震対策
 - ①建築物の新震化 ②火災対策 ③土砂災害・地盤災害・液状化対策 ④ライフライン・インフラ施設の耐震化等
 - 2. 津波対策
 - ①津波に強い地域構造の構築 ②安全で確実な避難の確保
 - 3. 総合的な防災体制
 - ①防災教育・防災訓練の充実 ②ボランティアとの連携 ③総合的な防災力の向上 ④長周期地震動対策
 - 4. 災害発生時の対応に係る事前の備え
 - ①災害対応体制の構築 ②救助・救急対策 ③医療対策 ④消火活動等
 - ⑤緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 ⑥食料・水、生活必需品等の物資の調達
 - ⑦燃料の供給対策 ⑧避難者等への対応 ⑨帰宅困難者等への対応 ⑩ライフライン・インフラの復旧対策
 - ⑪保健衛生・防疫対策 ⑫遗体対策 ⑬災害廃棄物等の処理対策 ⑭災害情報の収集 ⑮災害情報の提供
 - ⑯社会秩序の確保・安定 ⑰多様な空間の効果的利用の実現 ⑱広域連携・支援体制の確立
 - 5. 被災地内外における混乱の防止
 - ①基幹交通網の確保 ②民間企業等の事業継続性の確保 ③国及び地方公共団体の業務継続性の確保
 - 6. 多様な発生態様への対応
 - 7. 様々な地域的課題への対応
 - ①高層ビル、地下街、百貨店、ターミナル駅等の安全確保 ②ゼロメートル地帯の安全確保 ③原子力事業所等の安全確保 ④石油コンビナート地帯及び周辺の安全確保 ⑤孤立可能性の高い集落への対応
 - ⑥沿岸部における地産産業・物流への被害の防止及び軽減 ⑦文化財の防災対策

第4章 南海トラフ地震が発生した場合の災害応急対策の実施に関する基本的方針

発災時には、南海トラフ地震の特徴を踏まえ、以下1~12に留意して災害応急対策を推進

- 1. 迅速な被害情報の把握
- 2. 津波からの緊急避難への対応
- 3. 原子力事業所等への対応
- 4. 救助・救急対策、緊急輸送のための交通の確保
- 5. 津波火災対策
- 6. 膨大な傷病者等への医療活動
- 7. 物資の絶対的な不足への対応
- 8. 膨大な避難者等への対応
- 9. 国内外への適切な情報提供
- 10. 施設・設備等の二次災害対策
- 11. ライフライン・インフラの復旧対策
- 12. 広域応援体制の確立

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画の基本となるべき事項

指定行政機関及び指定公共機関が防災業務計画において、関係都府県・市町村地方防災会議が地域防災計画において定める「推進計画」に記載すべき事項

- 1. 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項
〔建築物・構造物等の耐震化、津波防護施設、津波避難ビル等避難場所、避難経路等整備すべき施設について定め、併せて具体的な目標及びその達成期間を定める〕
- 2. 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項
(1)津波からの防護 〔防潮堤、水門等の管理、自動化、補強等の推進を定める〕
(2)円滑な避難の確保 〔地域住民等への情報伝達、避難行動の確保、関係機関のとりまき措置等を定める〕
(3)迅速な救助 〔消防機関等による救助・救急活動実施体制を定める〕
- 3. 関係者との連携協力の確保に関する事項
〔資機材、人員等の配備手配、物資の備蓄・調達、帰宅困難者対策等を定める〕
- 4. 防災訓練に関する事項
〔他機関との共同訓練を行うよう配慮、居住者等の協力・参加等を定める〕
- 5. 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項
〔地震・津波の発災時にとるべき行動、備蓄の確保等を含む教育・広報の実施を定める〕
- 6. 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項
〔国庫負担の嵩上げが適用される津波避難対策緊急事業についての基本となるべき事項として、津波避難対策の推進に関する基本的な方針及び対策の目標・達成期間を定める〕

第6章 南海トラフ地震防災対策計画の基本となるべき事項

推進地域内の関係施設管理者、事業者等が定める「対策計画」に記載すべき事項

- 1. 対策計画を作成して津波に関する防災対策を講ずべき者
〔津波により30cm以上の浸水が想定される区域において、
・病院、劇場、百貨店等不特定多数の者が出入りする施設を管理・運営する者
・石油等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設を管理・運営する者
・一般旅客運送事業者(鉄道事業者等)
・学校、社会福祉施設を管理・運営する者
・水道、電気、ガス、通信及び放送事業者関係者 等〕
- 2. 津波からの円滑な避難の確保に関する事項
- 3. 防災訓練に関する事項
- 4. 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

4 その他

4-1 防災関連のHP

- 内閣府(防災) <http://www.bousai.go.jp/index.html>
 - ・地域主役の避難所開設・運営訓練ヒント集(平成25年3月)
 - ・地域における防災力活動のきっかけづくり 情報・ヒント集
<http://www.bousai.go.jp/kyoiku/index.html>
 - ・地方都市等における地震対応のガイドライン(平成25年8月)
http://www.bousai.go.jp/jishin/chihou/chihoutoshi_top.html

- 消防庁
 - ・救急救助 http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList5_5.html
 - ・消防防災 http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList3_1.html

- 国土交通省
 - ・防災情報提供センター <http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/>

- 気象庁
 - ・災害から身を守るための情報 <http://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownow/bosai/index.html>
 - ・気象情報・注意報 <http://www.jma.go.jp/jp/warn/>
 - ・レーダーナウキャスト(降水・雷・竜巻) <http://www.jma.go.jp/jp/radnowc/>
 - ・土砂災害警戒情報 <http://www.jma.go.jp/jp/dosha/>

- 水害サミット
 - ・災害時にトップがなすべきことは・・・ <http://www.mlit.go.jp/river/suigai/top/index.html>